



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

棚卸資産の計上漏れ ～返還を拒絶された委託加工品の棚卸資産性～

棚卸資産については、その範囲、取得価額、評価方法等多くの重要な要素があり、業種、業態によりその計上は様々です。決算期末直前に仕入先の破産申立てにより、仕入先に委託した商品が債権者に代物弁済されたとして、その返還を拒絶された場合、当該委託品を棚卸資産として計上すべきか否かについて争われた判例をご紹介します（平12・12・6岐阜地裁）。

織物販売業を営む原告Xは、N社から生機（きばた）を仕入れており、当該生機は、原告を経由することなく、N社から直接染色加工業者のT社及びF社に納入される形態をとっています。原告は、生機についてN社から預り反明細書の発行を受けて仕入れに計上し、未納品の在庫としてこれを管理していました。

N社は、平成8年3月21日自己破産の申立てを行いました。原告は、本件生機が委託されているT社及びN社に対し、委託品の返還を請求しましたが、T社及びF社は、N社との委託品加工契約の代物弁済予約条項（N社においてやむを得ない事由により支払不能のおそれがあるときは、T社、F社はそれに相当価格の範囲で受託品を代物決済することができる）を根拠として、返還を拒絶しました。平成8年3月期の申告に当たり、原告は、本件生機について、棚卸資産の所有権を失い、又所有物としての支配をも失ったのであるから、棚卸資産性は喪失したとして期末棚卸資産に計上しませんでした。これに対し、被告Y税務署長は、本件生機の棚卸資産性は喪失していないとして、期末棚卸資産の計上漏れを2438万7630円とする更正処分を行いました。

T社等は本件生機の引渡拒絶時に代物弁済の意思表示をし、右に基づきそれぞれ本件生機の引渡を受け、即時取得したものであるべきであり、したがって原告は本件生機の所有権を喪失したものであるという主張に対し、裁判所は下記の理由により原告の主張を棄却しています。

- ① T社は、委託品の返還拒絶をもって、代物弁済予約条項に基づく予約完結の意思表示をしたものであり、その意思表示により、本件生機の引渡しを受けたというべきであり、T社の悪意又は有過失が認められない限り、T社による本件生機の即時取得が認められることになる。
- ② しかしながら、原告が所有権に基づく生機の返還請求をした際に、T社は本件生機の所有権は原告にあり、N社は無権利者であることを知っていたか、少なくとも疑いを有していたというべきであって、T社に過失を認めることができるから、結局、T社は本件生機を即時取得したとは認められない。
- ③ 支配の喪失によって当該資産がその棚卸資産性を喪失したというためには、盗難のように、当該資産に対する支配を回復することが法的にも社会・経済的にも著しく困難である場合に限り、当該資産に対する占有支配を回復する可能性がある。もっとも、原告は事業の必要上、平成8年4月20日には本件生機をT社より買戻しており、本件生機の占有支配を回復するために法的救済を待つことが困難であったことがうかがえる。しかしながら、本件の占有支配の回復が困難というのは、顧客に対する納期までの占有支配を回復することが困難であって、いわば時間的制約のために回復が困難というのであるから、このような場合にも支配の回復が社会・経済的に著しく困難な場合ということではできない。

……………（資料提供 税法データベース編集室）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判 18枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第95号（平成13年6月10日号）/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 明治ビル / TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628